

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2023年5月1日号

消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関する Q&A の改訂（令和5年4月）の概要

令和5年4月14日に国税庁軽減税率・インボイス制度対応室より「[消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関する Q&A](#)」（以下「インボイス制度 Q&A」、国税庁ウェブサイト）の令和5年4月改訂版が公表された。本ニュースレターでは、その改訂内容について概説する。

インボイス制度 Q&A（令和5年4月）の改訂内容

令和5年4月のインボイス制度 Q&A の更新情報は、以下の表のとおりである。

令和5年度税制改正内容の反映と、売手負担の振込手数料に関する税務上の考え方やインボイス制度対応（問30、問31）、短期前払費用の特例を採用している場合（消基通11-3-8）など、インボイス制度開始前後の取扱い（「令和5年10月1日前後の取引に係る適用関係」問38）、資産の譲渡等を行う前でも適格請求書の交付が可能である旨（「対価を前受けした場合の適格請求書の交付時期」問39）、「資産の譲渡等の時期の特例と適格請求書の交付義務」（問40）、免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合の税額計算方法の緩和（問127）等について示されている。

QA 番号	更新情報 (*) 令和5年度税制改正内容の反映	項目	改訂内容の抜粋 (インボイス制度 Q&A 改訂版に記載されている内容が正となる旨ご留意されたい)
問1	改訂(*)	適格請求書等保存方式の概要	注釈として、いわゆる「少額特例」の追加。 (一定規模以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられている)
問4	改訂	登録申請から登録通知までの期間	「 インボイス制度特設サイト 」（国税庁ウェブサイト）に掲載 適格請求書発行事業者の登録件数及び登録通知時期の目安について （登録申請書等に係る通知までの期間の目安、PDF）

問 7	改訂 (*)	登録に係る経過措置	<p>令和 5 年度税制改正による「運用面」の対応を反映</p> <p>適格請求書等保存方式が開始される令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けようとする事業者は、令和 5 年 9 月 30 日まで（改訂前は令和 5 年 3 月 31 日まで）に、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要がある。</p> <p>また、登録申請書を令和 5 年 3 月 31 日までに提出できない場合に、登録申請書に「困難な事情を記載すべき旨」が削除された。</p>
問 8	改訂 (*)	免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合	<p>免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中において、令和 5 年 10 月 1 日後に登録を受ける場合には、適格請求書発行事業者の登録申請書に登録希望日（提出日から 15 日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から課税事業者となる経過措置が設けられた。</p> <p>課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して 15 日前の日までに（令和 5 年度税制改正前：1 月前の日までに）、登録申請書を提出しなければならない。</p>
問 9	改訂	課税事業者として消費税の確定申告が必要となる期間（個人事業者の場合）	参考 1（令和 4 年分の課税期間の対応）を削除
問 11	改訂	登録の任意性	「インボイス制度特設サイト」 （国税庁ウェブサイト）に掲載 「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」 （PDF）
問 13	改訂	登録の拒否	改訂前は、「特定国外事業者以外の事業者」の登録拒否要件の記載であったが、改訂後は、「特定国外事業者」の登録拒否要件の記載を追加
問 14	改訂 (*)	登録を取りやめ	<p>登録の取消を求める届出書の提出期限</p> <p>翌課税期間の初日から登録の取消を求める場合の届出書の提出期限が、その翌課税期間の初日から起算して 15 日前の日（改正前：その提出のあった課税期間の末日から起算して 30 日前の日の前日）に変更</p>
問 16	改訂 (*)	相続	<p>令和 5 年度税制改正による「運用面」の対応を反映</p> <p>相続人が、令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けようとする場合は、令和 5 年 9 月 30 日（改訂前は令和 5 年 3 月 31 日）までに登録申請書を提出する必要がある。この場合、登録申請書に「困難な事情を記載すべき旨」は削除された。</p>
問 17	改訂	適格請求書発行事業者の登録が取り消される場合	改訂前は、「特定国外事業者以外の事業者」の登録取消要件の記載であったが、改訂後は、「特定国外事業者」の登録取消要件の記載を追加
問 20	改訂	適格請求書発行事業者の情報の公表方法	「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」における公表イメージを追加
問 22 （新規追加）	追加	登録番号の効率的な確認方法	登録番号の有効性を効率的に確認する方法として、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」の Web-API 機能又は公表情報ダウンロード機能を利用する、あるいはこれらの機能に対応している会計ソフト等を導入するなどの方法が考えられる。
問 23	改訂	適格請求書発行事業者の公表情報に変更等	法人である適格請求書発行事業者においては、変更事項が「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」であり、その異動事項について記載した異動届出書の提出を行っている場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」の提出を省略して差し支えない旨が追記。
問 28	改訂 (*)	適格返還請求書の交付義務	売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満である場合に、その適格返還請求書の交付義務が免除される旨が追記

問 29 (新規追加)	追加 (*)	少額な対価返還等に係る適格返還請求書の交付義務免除に係る 1 万円未満の判定単位	適格返還請求書の交付義務が免除される、売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満である場合の、1 万円の判定は、返還した金額や値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとの減額金額により判定。
問 30 (新規追加)	追加 (*)	売手が負担する振込手数料相当額	売手負担の振込手数料相当額に係るインボイス制度の対応として、3 つの対応方法を説明 <ol style="list-style-type: none"> 1. 売手が振込手数料相当額を売上値引きとする場合 2. 振込手数料相当額について、売手が買手から「代金決済上の役務提供（支払方法の指定に係る便宜）」を受けた対価とする場合 3. 買手が売手のために金融機関に対して振込手数料を立替払したものである場合
問 31 (新規追加)	追加 (*)	売手が負担する振込手数料相当額に係る経理処理の変更	売手が負担する振込手数料相当額に係る経理処理について、売上に係る対価の返還等として処理する場合又は支払手数料として処理する場合（立替金とする場合も含む）の説明
問 37	改訂	登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い	「 インボイス制度特設サイト 」（国税庁ウェブサイト）に掲載 適格請求書発行事業者の登録件数及び登録通知時期の目安について （登録申請書等に係る通知までの期間の目安、PDF）
問 38 (新規追加)	追加	令和 5 年 10 月 1 日前後の取引に係る適用関係	令和 5 年 10 月 1 日前後の取引に係る、売手と買手のインボイス制度の適用関係を説明 原則は、令和 5 年 10 月 1 日以後に売手が行う課税資産の譲渡等及び買手が行う課税仕入れについて適用
問 39 (新規追加)	追加	対価を前受けした場合の適格請求書の交付時期	課税資産の譲渡等を行う前であっても、適格請求書の交付は可能。なお、交付した適格請求書の記載事項に変更が生じた場合は、修正した適格請求書の交付が必要。
問 40 (新規追加)	追加	資産の譲渡等の時期の特例と適格請求書の交付義務	工事の請負（工事進行基準）、リース譲渡などに係る資産の譲渡等の時期の特例により、資産の譲渡等を行ったものとみなされる部分については、適格請求書の交付を要しないが、原則的な資産の譲渡等の時期において、適格請求書の交付が必要。
問 58	改訂 (*)	適格返還請求書の記載事項	令和 5 年度税制改正の反映 注釈として、売上に係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満である場合に、その適格返還請求書の交付義務が免除される旨の追加
問 60	改訂 (*)	適格請求書と適格返還請求書を一つの書類で交付する場合	令和 5 年度税制改正の反映 請求書 1（図）右横コメントに、売上に係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満である場合に、その適格返還請求書の交付義務が免除される旨の追加
問 61	改訂 (*)	販売奨励金等の請求書	令和 5 年度税制改正の反映 注釈として、売上に係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満である場合に、その適格返還請求書の交付義務が免除される旨の追加
問 68	改訂 (*)	端数値引きがある場合の適格請求書の記載	令和 5 年度税制改正の反映 注釈として、売上に係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満である場合に、その適格返還請求書の交付義務が免除される旨の追加
問 71 (新規追加)	追加	軽減対象資産の譲渡等である旨の記載方法	適格請求書の記載事項である「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減税率が適用された課税資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよい旨の記載と三通りの記載例が示された。

問 79	改訂（＊）	適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法	注釈として、令和 5 年度税制改正により、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について見直しが行われた旨の追加
問 82	改訂（＊）	仕入税額控除の要件	令和 5 年度税制改正の反映 注釈として、一定規模以下の事業者は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられた旨の追加
問 83	改訂（＊）	提供された適格請求書に係る電磁的記録の書面による保存	注釈として、令和 5 年度税制改正により、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について見直しが行われた旨の追加
問 88	改訂（＊）	仕入明細書において対価の返還等について記載した場合	令和 5 年度税制改正の反映 注釈として、売上に係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満である場合に、その適格返還請求書の交付義務が免除される旨の追加
問 97 （新規追加）	追加	所有権移転外ファイナンス・リース取引で賃借人が賃貸借処理した場合の適格請求書の保存	移転外リース取引について、賃借人が賃貸借処理により分割控除している場合、リース資産の引渡し時に交付を受けた適格請求書を保存することにより、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間ごとに計上した課税仕入れに係る仕入税額控除の適用要件を満たす。 （注）令和 5 年 10 月 1 日以前に行われた移転外リース取引について、賃借人が分割控除している場合の当該移転外リース取引に係る同日以後に賃貸借処理により計上する課税仕入れについては、区分記載請求書等保存方式により仕入税額控除の適用を受けることになる。
問 100	改訂（＊）	提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法	注釈として、令和 5 年度税制改正により、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について見直しが行われた旨の追加
問 108 （新規追加）	追加（＊）	一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置	基準期間における課税売上高が 1 億円以下又は特定期間における課税売上高が 5 千万円以下である事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられた。
問 109 （新規追加）	追加（＊）	一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置における 1 万円未満の判定単位	少額特例の「課税仕入れに係る支払対価の額が 1 万円未満」に該当するか否かについては、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が 1 万円未満かどうかで判定する。
問 111 （新規追加）	追加（＊）	小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2 割特例）	令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において、免税事業者（免税事業者が「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となった場合を含む）が適格請求書発行事業者となる場合には、納付税額の計算において控除する金額を、その課税期間における課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額に 8 割を乗じた額とすることができる経過措置（「2 割特例」）が設けられた。

問 112 (新規追加)	追加 (*)	2割特例の適用ができない課税期間 ①	2割特例の適用を受けることができない課税期間を例示。 ・過去の売上が一定金額以上ある場合 ・新たに設立された法人が一定規模以上の法人である場合 ・高額な資産を仕入れた場合 ・課税期間を短縮している場合
問 113 (新規追加)	追加 (*)	2割特例の適用ができない課税期間 ②	令和5年10月1日より前から「消費税課税事業者選択届出書」の提出により引き続き課税事業者となる同日を含む課税期間、つまり、適格請求書等保存方式の開始前である令和5年9月30日以前の期間を含む課税期間の申告については、2割特例の適用を受けることはできない。
問 114 (新規追加)	追加 (*)	2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択	2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に納税地を所轄する税務署長にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出したものとみなされる。
問 125	改訂 (*)	適格請求書などの請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ計算	注釈として、一定規模以下の事業者の事務負担の軽減措置（少額特例：問108）により、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができる課税仕入れについては、公共交通機関特例の場合と同様の計算で、仕入税額の積上げ計算を行う。
問 127	改訂	免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合の税額計算	税抜経理を採用している場合、課税仕入れの都度、経過措置対象分（消費税額等相当額の100分の80）の仮払消費税額等を算出し端数処理（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します。）を行っていれば、その金額の合計額に100分の78を乗じて算出した金額（切捨て）を本経過措置の適用を受けた課税仕入れに係る消費税額としても差し支えない旨を明記。

(東京事務所 瀬瀬 明美、野口 えり子、佐川 美幸、岩間 英樹)

【参考ウェブサイト】

[消費税インボイス制度導入支援サービス | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)

【参考ニュースレター】

[【速報】令和5年度税制改正大綱の詳解](#)

Japan Tax Newsletter：2022年12月23日号

[令和5年度税制改正大綱ダイジェスト](#)

Japan Tax Newsletter：2022年12月19日号

[消費税インボイス制度とペーパーレス化の最新情報～令和4年度税制改正を踏まえて～](#)

Japan Tax Newsletter：2022年11月30日号

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

ビジネスタックスサービス www.deloitte.com/jp/business-tax

令和 5 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

